

会計規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月31日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県規則第46号

会計規則の一部を改正する規則

会計規則（平成4年岩手県規則第21号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(収納後の手続)</p> <p>第26条 [略]</p> <p>2 県税及びこれに附帯する収入金の収納を委任された広域振興局県税部若しくは<u>県税部県税センター又は広域振興局経営企画部若しくは経営企画部地域振興センター</u>（第176条第1項において「県税部等」という。）の出納員は、第134条から第140条まで及び第155条の規定により指定金融機関から領収済通知書、領収証書又は振替収納済通知票の送付又は指定金融機関等から領収済通知書に記載すべき事項を記録した電磁的記録の送信を受けたときは、直ちに、収入の整理をし、領収済通知書及び振替収納済通知票又は領収済通知書に記載すべき事項を記録した電磁的記録を当該歳入徴収担当者に送付し、又は送信しなければならない。</p> <p>(違約金)</p> <p>第117条 契約担当者は、契約者が契約期間内に契約を履行しない場合は、遅延日数に応じ、契約金額から既成部分又は既成部分相当額を控除した額につき年<u>2.5パーセント</u>の割合で計算した違約金を徴収することがある旨の約定をしなければならない。</p> <p>2 [略]</p>	<p>(収納後の手続)</p> <p>第26条 [略]</p> <p>2 県税及びこれに附帯する収入金の収納を委任された広域振興局県税部若しくは<u>経営企画部又は岩手県県税センター</u>（第176条第1項において「県税部等」という。）の出納員（<u>花巻市、一関市、宮古市、大船渡市及び二戸市に駐在する者を除く。同項において同じ。</u>）は、第134条から第140条まで及び第155条の規定により指定金融機関から領収済通知書、領収証書又は振替収納済通知票の送付又は指定金融機関等から領収済通知書に記載すべき事項を記録した電磁的記録の送信を受けたときは、直ちに、収入の整理をし、領収済通知書及び振替収納済通知票又は領収済通知書に記載すべき事項を記録した電磁的記録を当該歳入徴収担当者に送付し、又は送信しなければならない。</p> <p>(違約金)</p> <p>第117条 契約担当者は、契約者が契約期間内に契約を履行しない場合は、遅延日数に応じ、契約金額から既成部分又は既成部分相当額を控除した額につき年<u>3.0パーセント</u>の割合で計算した違約金を徴収することがある旨の約定をしなければならない。</p> <p>2 [略]</p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。